附　則

1　この告示の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している一一GHz帯又は一五GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の条件については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　この告示の施行の際現に受けている一一GHz帯又は一五GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明及び法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

3　法第三十八条の五の登録証明機関は、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間に限り、この告示による改正前の条件に適合する一一GHz帯又は一五GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備（以下「旧設備」という。）に係る技術基準適合証明等を受け付けることができる。

4　この告示の施行の際現に行われている、又は前項の規定により受け付ける旧設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

5　前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査を受けた技術基準適合証明等については、第二項の規定を準用する。

○国土交通省告示第七百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十六第二項において準用する同法第七十七条の三十九第三項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を次のように改正する。

平成三十年七月五日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

指定番号	指定性能評価機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
（略）							
十七	一般財団法人東海技術センター	愛知県名古屋市東区猪子石二丁目七百十番地	省令第五十九条の三に掲げる区分	日本全域	イ　愛知県名古屋市東区猪子石二丁目七百十番地 ロ　愛知県瀬戸市坂上町四百二十番地一	平成三十年六月三日	指定をした日から五年間
（略）							

改正前

別表

指定番号	指定性能評価機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
（略）							
十七	一般財団法人東海技術センター	愛知県名古屋市東区猪子石二丁目七百十番地	省令第五十九条の三に掲げる区分	日本全域	愛知県名古屋市東区猪子石二丁目七百十番地	平成二十五年六月三日	指定をした日から五年間
（略）							